

浜田林業部トピックス(4月号)

TOPICS1

鳥獣保護管理員を委嘱しました！

・西部農林水産振興センター所長から委嘱状を交付

4月11日（金）に浜田合同庁舎で、鳥獣保護管理員の委嘱式を行い、西部農林水産振興センター所長から委嘱状を交付しました。今年度は、江津・浜田地域内の担当エリアごとに、新任2名を含む6名の方に務めていただきます。

鳥獣保護管理員とは？

鳥獣の保護管理を適切に遂行するため、鳥獣保護区等の管理や捕獲に関する指導・取締り、生息状況等調査、普及啓発などの業務を行う県の非常勤職員です。

地域に精通し、業務に必要な知識・技量を有し、かつ鳥獣の保護管理に対して熱意を持っている方に、県が委嘱するものです。

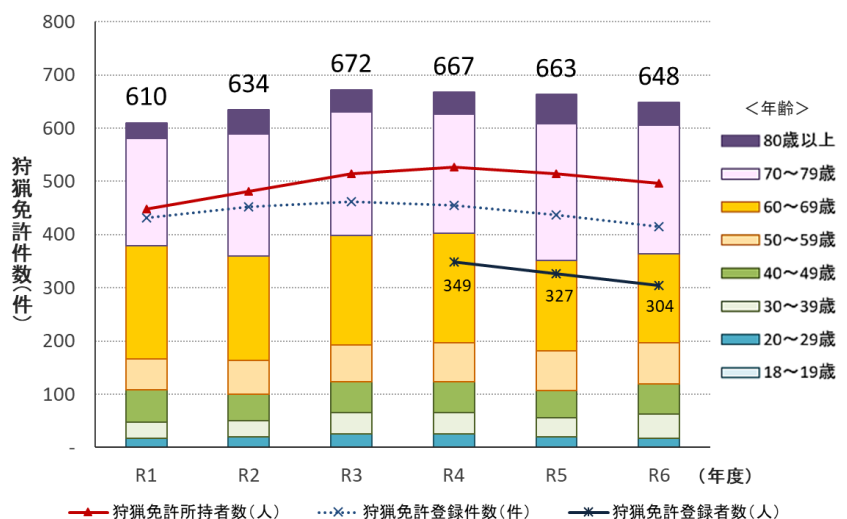


令和7年度鳥獣保護管理員メンバー
(中央：センター所長)

・今年度の活動に関する会議の開催

適切な業務遂行のため、委嘱式の後、会議を開催し、島根県における野生鳥獣の捕獲・生息状況や被害の現状、課題、対策方針について情報共有を行いました。

昨年度、江津・浜田地域では、ツキノワグマの捕獲数が過去最多となり、ニホンジカの捕獲数も大幅に増加しました。このような現状を踏まえ、鳥獣保護管理員からは、捕獲者の確保の取組を強化すべきとの意見がありました。右のグラフのとおり、同地域の捕獲の担い手は高齢化が進み、人数も減少傾向です。



江津・浜田地域の狩猟免許数等の推移

県としても、捕獲の担い手の確保を重要な課題ととらえており、今年度から始まった第2期農林水産基本計画では、捕獲技術の向上を促す研修を充実させるとともに、農業者等の狩猟免許の取得を推進し、持続可能な捕獲体制の構築に取り組むこととしています。